

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	助産学専攻科														
実施方法	①(通学)(<u>昼間</u>)・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)														
指定講座番号	7	7	1	0	7	—	1	9	2	0	0	1	—	5	
講座の創設年月日	2016年 4月 1日				2022年 9月30日まで				過去一年の講 座実績			入講者数(10人)		修了者数 (9人)	
訓練期間	12ヶ月						総訓練時間				1,035時間				

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (助産師) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 受胎調節実地指導員 NCPR Aコース 新生児蘇生法修了認定 アロマコーディネーター(日本アロマコーディネーター協会認定)
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	本学に1年以上在籍し、卒業単位(36単位以上)を修得したことにより修了が認定され、文部科学省令・厚生労働省令で定める助産に関する学科を修めた者
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	国家試験に合格し助産師資格を持つことにより、病院(産婦人科)、クリニック(産婦人科)、助産院において助産師として従事することができる。また助産所を開業することも可能である。

2. 教育訓練の内容

教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名	
【基礎助産学】			
助産学総論	15 時間	助産師基礎教育テキスト2019版 第1～7巻 助産学講座3、5～10 出生と死をめぐる生命倫理 新生児学入門、分娩介助学 助産師のためのフィジカルイグザミネーション～アセスメント力を磨く	
周産期医学論	30 時間		
女性健康学総論	30 時間		
新生児診断・発達論	15 時間		
ハイリスク母子支援論	15 時間		
ウイメンズヘルスとリプロダクティブケア	15 時間		
【実践助産学】			
分娩介助技術学演習	30 時間	APAIに学ぶ看護系論文執筆のルール 図説CTGテキスト、JJNスペシャルNo.94 2019年出題基準別助産師国家試験問題 病気が見える(婦人科・乳腺外科)(産科) 目で見る妊娠と出産 今日の助産 マタニティサイクルの助産診断・実践過程、 NCPR2015 新生児蘇生法テキスト 受胎調節実施指導用テキスト 産婦人科診療ガイドライン産科編 助産業務ガイドライン Aromacordinator (Essential oil Guide book) (Lesson Text Book) ARS-9782JAA レギュラーコース通学用資材	
助産診断・技術学Ⅰ	60 時間		
助産診断・技術学Ⅱ	60 時間		
助産診断・技術学Ⅲ	60 時間		
助産診断・技術学Ⅳ	30 時間		
地域母子保健学	15 時間		
助産管理学	30 時間		
助産学実習Ⅰ	360 時間		
助産学実習Ⅱ	90 時間		
ハイリスク母子実習	30 時間		
地域母子保健実習	30 時間		
【統合助産学】			
補完代替医療とアロマセラピー	60 時間		
助産学課題研究	60 時間		

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）	
①受講するに当たって必要な実務経験等	<p>《推薦入試受験者》 入学時において3年以上の看護職（看護師または保健師）としての社会人経験を有している者 ※学内推薦入試を除く 《一般入試受験者》実務経験の要件なし</p>
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	<p>専攻科に入学することができる者は看護師免許取得者または看護師国家試験合格者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、本条件を満たしていない場合は入学許可を取り消すこととする。</p> <p>(1) 大学を卒業した者 (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者 (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者 (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号） (8) その他、上記以外で本学学長（以下「学長」という。）が認めた者 （森ノ宮医療大学 助産学専攻科規程 第5条 入学資格）</p>
③その他	なし

〔特記事項〕

--

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	9 人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	10 人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	9 人	受験率(③/②)	90.0	%
④ ③のうち合格者数	9 人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	5 人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	4 人			
		就職・在職率(⑤+⑥/②)	90.0	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数						
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		2 月 新 規 指 定 の た め、 未 実 施	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員			人		
	3 その他の就業(自営業等)			人	②B: 非就業者計	
	4 非就業			人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ			0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる			1	人	
	3 社内外の評価が高まる			9	人	
	4 円滑な転職に役立つ		1	人		
	5 趣味・教養に役立つ		0	人		
	6 その他の効果		1	人		
	7 特に効果はない		0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		1	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		1	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		1	人		
	4 趣味・教養に役立つ		1	人		
	5 その他の効果		1	人		
	6 特に効果はない		0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		1	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		1	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		1	人		
	4 就職していない		0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		1	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足		1	人		
	3 どちらとも言えない		1	人		
	4 やや不満		1	人		
	5 大いに不満		0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目のシラバスに定める成績評価法に基づき評価する。講義科目・演習科目においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。実習に関しては態度・知識面からの評価、技術力・診断力・対応力・実習記録などをルーブリックなどの評価指標を基準に評価する。受講認定基準は100点満点による点数評価に基づき5段階評定とし、「可」以上を合格として単位を認定する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法																			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	各科目の出席率が講義・演習科目は授業時間数の3分の2以上出席、規定する実習科目は授業時間数の5分の4以上出席している者。なお、臨地実習は前期の必修科目17単位を履修し、単位取得している者を対象に学修することを許可する。																		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	100点満点による点数評価に基づき5段階評定とし、「可」以上を合格として単位を認定する。																		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	専攻科学生は、本明示書2に定める授業科目を履修し、36単位を修得しなければならない。 学長は、専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修してその単位を修得した者に、教授会の議を経て修了を認定する。学長は、本条前項により修了を認定した者に対し、修了証書を授与する。 (森ノ宮医療大学 助産学専攻科規程 第10条、第12条)																		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各科目のシラバスに定める成績評価法に基づき評価する。講義科目・演習科目においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。実習に関しては態度・知識面からの評価、技術力・診断力・対応力・実習記録などをルーブリックなどの評価指標を基準に評価する。																		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	主体的に学ぶための環境創成を目指し、教育研究基盤としての関連書籍、視聴覚教材の充実を重視。カリキュラムや履修に関わる質問への対応や成績不良者の指導はチューターが個別に対応する。チューターは他の専任教員と連携して、適切な対応・指導を実施する。																		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	教員による対策講座、補講、学習到達度指導など徹底的な国家試験対策を行う。個別相談、学内求人情報検索システム(MORIPA)の利用、キャリアガイダンスなど就職支援プログラムを実施。																		
8. その他の事項																			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 森ノ宮医療学園 (代表者名: 理事長 清水 尚道)																		
住所及び連絡先	〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本4-1-8 TEL 06-6976-6889																		
施設名称及び施設長名	森ノ宮医療大学 (施設長: 学長 荻原 俊男)																		
住所及び連絡先	〒559-8611 大阪府大阪市住之江区南港北1-26-16 TEL 06-6616-6911																		
苦情受付者	氏名 在川 洋平 所属 大学事務局 教務室	事務担当者	氏名 森川 卓 所属 大学経営企画室																
連絡先	TEL 06-6616-6911	連絡先	TEL 06-6616-6911																
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 1,750,000 円																		
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 150,000 円																		
① 一括払																			
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)																		
③ 両方可能	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第1期</td> <td style="text-align: right;">800,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第2期</td> <td style="text-align: right;">800,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第3期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第4期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第5期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">第6期</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(うち、必須教材費)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>				円	第1期	800,000 円	第2期	800,000 円	第3期	円	第4期	円	第5期	円	第6期	円	(うち、必須教材費)	0 円
	円																		
第1期	800,000 円																		
第2期	800,000 円																		
第3期	円																		
第4期	円																		
第5期	円																		
第6期	円																		
(うち、必須教材費)	0 円																		
2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 円																			
① 任意の教材費(税込額) 130,270 円																			
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 円																			
③ 施設維持費(税込額) 0 円																			
④ その他(校友会費、福利厚生安全管理費、学生会、紀要等編集費)(税込額) 69,000 円																			
3. 総額 (1+2) (税込額) 1,949,270 円																			

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。
なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。